平成20年4月1日から「後期高齢者医療制度」が始まります

平成20年4月から、75歳以上の方などが対象となる新たな公的医療保険制度「後期高齢者医療制度」が始まります。

後期高齢者医療 広域連合による運営

「後期高齢者医療制度」は、各都道府県単位で設置される後期高齢者医療広域連合で運営されます。（市町村等からの派遣職員等で事務を行います。）

神奈川県内においては、県内すべての33市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が運営します。

老人保健から後期高齢者医療制度へ変更

→被保険者証が新しいものになります。

平成20年4月から現在の老人保健制度が後期高齢者医療制度へ変わるため、75歳以上の高齢者等の方は、この後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。

後期高齢者医療制度への加入後は、今まで加入されていた市町村の国民健康保険や、お勤め先の健康保険等の被保険者ではなくなります。

今までお使いの、国民健康保険及び健康保険等の被保険証や老人医療受給者証は使えなくなります。

75歳以上の高齢者等の方が被保険者です

→対象者は、現行の老人保健制度と同様です。

被保険者となる方は

①75歳以上の方

②65歳以上75歳未満で、一定程度の障害のある方（※）

※一定程度の障害のある方は、広域連合の認定を受けた方です。（認定の基準は現行の老人保健制度と同様です。）

医療機関で医療を受けるとき

→被保険者証は変わりますが、受けられる医療サービスは変わりません。

医療機関で医療を受けるときには、広域連合が交付する被保険証（平成20年3月に交付予定）を提示します。医療機関での本人負担は1割（現役並所得者は3割）となります。

保険料について

→県内均一の保険料になります。

（保険料の賦課）

保険料は、広域連合において被保険者個人単位で算定し、賦課します。

（保険料の算定）

保険料は、応益割額（定額分）と応能割額（所得比例分）の合計となります。

※応益割額とは、被保険者一人一人に均等に負担していただく額です。また、応能割額とは、被保険者の算定対象所得（総所得金額―基礎控除）に保険料率を乗じて得た額です。

※保険料率、賦課限度額は国で定める算定基準に基づき、広域連合が条例で定めることになります。

（保険料の納付）

被保険者は、保険料を普通徴収（納付書による支払い）、または特別徴収（年金からの天引き）の方法によって納めることになります。

後期高齢者医療制度についての詳細は、神奈川県後期高齢者医療広域連合のホームページでもご覧になれます。

URL http//www.kouiki-rengou-kanagawa.jp/

◎問い合わせ

・町民課 ☎内線247・274

・県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎045(440)6700

原子爆弾被爆者に見舞金を支給

町では、福祉の増進に寄与することを目的として、原子爆弾被爆者の方に、見舞金を支給します。

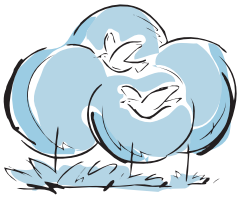

▼対象者

平成19年4月1日現在大磯町に住所を有し、被爆者健康手帳の交付を受けている方

▼支給方法

見舞金支給申請（申請書は総務課に用意）により支給します。

▼申請期間

7月2日(月)～8月10日(金)

▼持参する物

被爆者健康手帳、認印、振込先が確認できるもの（郵便局不可）

▼見舞金の額

6,000円（年額）

◎問い合わせ

総務課 ☎内線213